令和７年４月１日、保管場所標章が廃止されます

〇保管場所標章とは
　保管場所標章は、自動車がどこの行政区画、警察署の管内に保管場所を確保しているかを外形的に第三者に明らかにするもので、保管場所の位置や保管場所を管轄する警察署名等が記載されています。

〇保管場所標章の廃止について
・令和７年４月１日以降、保管場所標章を車体に表示する義務がなくなります。
・令和７年４月１日を基準とし、下記の図に従って、原則として保管場所標章の交付がなくなります。

保管場所標章交付の有無

【保管場所法第６条で規定する、標章の交付時期】
- ○　紙（窓口）での保管場所証明申請　～　政令で定める書面（自動車保管場所証明書）を交付したとき
- ○　ＯＳＳでの保管場所証明申請　～　政令で定める通知（証明通知）を行ったとき
- ○　保管場所届出（変更届出を含む。）　～　届出を受理したとき

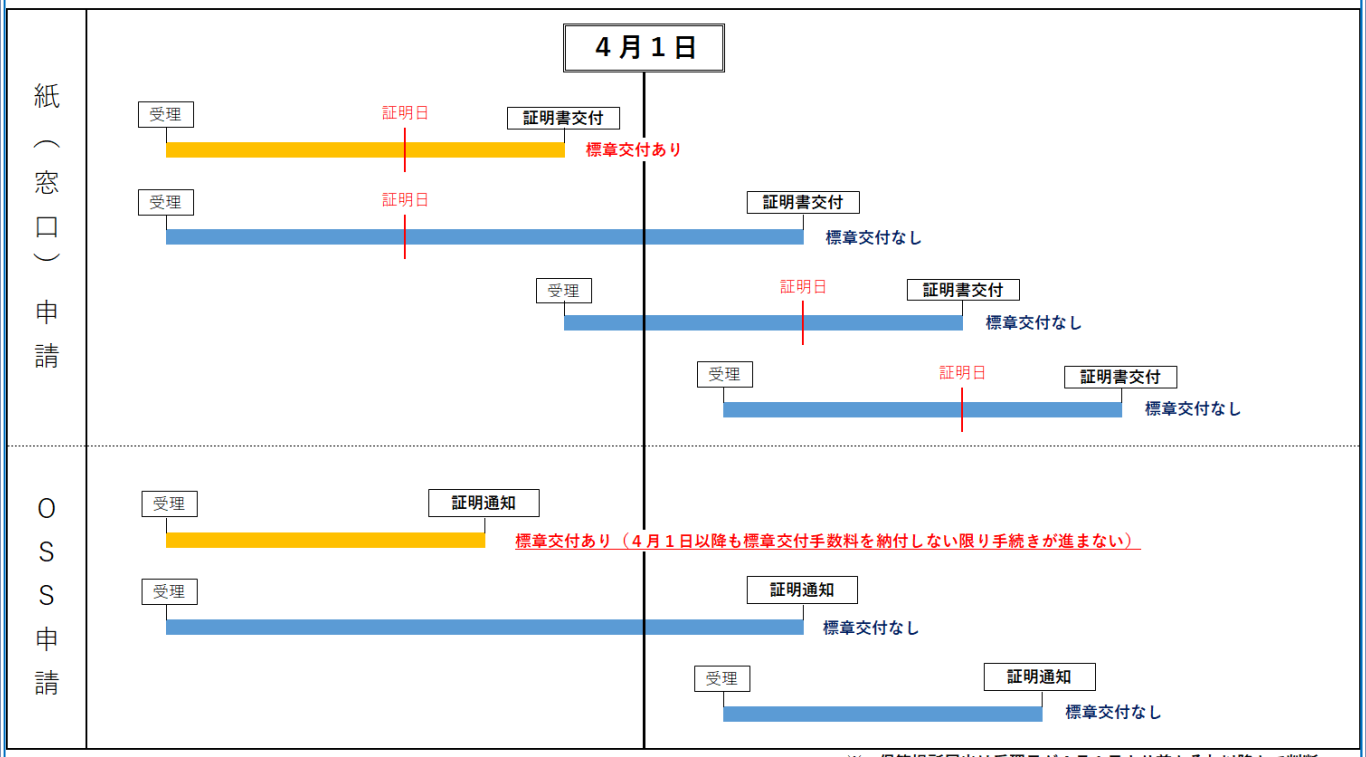

※　保管場所届出は受理日が４月１日より前かそれ以降かで判断

注意

〇保管場所標章廃止後も、保管場所証明申請・保管場所の届出手続は必要です。

〇保管場所標章廃止とは関係なく、証明書の有効期限は証明日から「１か月」です。

～今後とも、適正な自動車保管場所の確保にご協力をお願いします～